

此の意味より組織部と爭議部は同一の性質を持つものであるから特別に切り離して構成すべし
必要はないと云ふのが根本理由であつた。

八、 何うした重要な任務を持つ組織爭議部は組合の中でも餘程かつたりとした「此の人を以て」と
思ふ人達を以て構成すべきだと考へる。

中評組織爭議部は確立して居るが各組合では未だ確立を用ゐ居ない。中化を除く三組合は急速
に確立に取りかゝる必要が有る。然る中評常任委員会は慎重に人選の未だの人々を最速に任
用せんと確信し推進せしむる。

中部金展労働組合 美奈 内出 栗田 港本

中部合同労働組合 伊藤 羽木 神田 故井

中部紅十字労働組合 岩崎 藤田 藤原 若川

三、 各分会に於ても組織爭議部の確立を計る必要が有る。殊に解雇、労働条件の切り下げが不
断に行われて居る現在、工場内の未組織の組織化——ストライキの準備活動に就いて前記諸策
を樹て、行く事が何よりも大切だ。

組織爭議部会に就いて

一、 分会組織爭議部会は工場内全賃組織化——ストライキの準備活動に就いて対策を樹てる爲に
少くも一週間に一度は会合を持つを原則とする。

二、 組合本部組織爭議部会は分会の組織爭議部会へ参加しその報告を持ち寄つて対策を樹て、行
く様にする。

三、 中評組織爭議部は刻々に捲き起る各組合の組織活動——ストライキを指導する爲に少くも三
日に一度は必ず不都合して刻々の対策を樹てること。

産業別地区委員会確立に就いて

一、 地区委員会が当該地区へ派遣された本部員と本部執行委員会が任命した地区委員とに依つて
組織せらる。

二、 地区委員の任務は本部執行委員会が決定した目標工場への封函の帳ふり及び、その他職
能を共に地区委員会が協議するの事。